

利用規約

店舗名WELL KNOT OSAKA（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ELCAHOUSE（以下「当社」といいます）が行います。

第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

1. 会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。
2. 本クラブは、新規ご入会のお客様を対象に、入会金11,000円（税込）及び事務手数料3,300円（税込）の合計14,300円（税込）を無料とするキャンペーン（以下「本キャンペーン」といいます）を実施することがあります。本キャンペーンは、次の各号のすべてを満たす方に適用されます。
 - （1）本クラブに新規でご入会される方であること（過去に本クラブの会員であった方の再入会を除く）
 - （2）ご入会月を含む3ヶ月以上、会員資格を継続いただけること
 - （3）本クラブの会員数が70名に達するまでにご入会いただいた方であること（先着70名）
3. 前項の適用を受けた会員が、ご入会月を含む3ヶ月未満で退会される場合は、本キャンペーンの適用条件を満たさないため、免除された入会金及び事務手数料に相当する額（合計14,300円・税込）をお支払いいただきます。第5条により除名となった場合も同様とします。
4. 前項の適用にあたり、本クラブ内の他の会員プランへの変更及び第7条に定める休会は、退会には該当しません。ただし、休会期間は第2項第2号の継続期間には算入しません。

5. 本キャンペーンは、本クラブの会員数が70名に達した場合に終了します。また、やむを得ない事情がある場合、予告のうえ内容を変更または終了することがあります。変更・終了前にご入会いただいた方には、ご入会時の条件が適用されます。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。（月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第7条

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第8条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。

なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第11条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 会員は、本クラブのクラス（スタッフが指導・引率するクラスを含みます）または自主トレーニングの一環として、本クラブの施設外（周辺の道路、歩道、公園等）でランニングを行う場合、交通法規及び各場所の利用ルールを守り、歩行者、自転車、車両等の周囲の安全に十分注意するものとします。施設外でのランニング中に会員自身に生じた怪我その他の事故については、第2項第1文を適用します。
5. 前項のランニング中に、会員が第三者（他の会員を含みます）の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合は、会員がその責任の範囲で賠償するものとします。本クラブが加入している保険は、この会員自身の賠償責任を補償するものではありません。なお、前項及び本項は、本クラブが法令上負う責任（スタッフの指導・引率上の過失による責任を含みます）を免除または制限するものではありません。
6. 会員は、ご自身が補償の対象となる個人賠償責任保険（火災保険、自動車保険、クレジットカード等に付帯する特約を含みます）の有無と、施設外でのランニング中の事故が補償されるかを、あらかじめ保険会社等にご確認ください。補償の可否・範囲は各保険契約によります。

第13条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第14条

本規約は2026年5月1日より施行します。

2026年8月11日 一部改定（第4条に入会金・事務手数料無料キャンペーンの適用条件を追加）

2026年11月10日 一部改定（第12条に第4項から第6項を追加：施設外でのランニング中の事故、損害賠償及び保険について。同日より前に起きた事故には適用しません）